

岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象は、一般競争入札に付する建設工事のうち、予定価格が5,000万円を超える工事とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(落札者決定基準)

第3条 市長は、総合評価競争入札を行う場合には、あらかじめ当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第12条の4に定めるところにより2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 前項の学識経験者の意見聴取は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 5 落札者決定基準には、評価項目、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 6 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、岩倉市入札契約審査委員会（以下「入札契約委員会」という。）において決定するものと

する。

7 入札契約委員会の委員長は、前項の審査結果を市長に報告しなければならない。

(入札の公告等)

第4条 総合評価競争入札を行う場合は、政令第167条の6の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について入札公告を行うものとする。

- (1) 総合評価競争入札を行う旨
- (2) 落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 総合評価競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する競争に参加しようとする者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

(評価項目)

第5条 総合評価落札方式は、当該工事の難易度等に応じ、次の各号のいずれかの形式で行うものとし、この場合における評価項目は、当該各号に定める事項を設定するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 簡易型 技術提案に関する事項（簡易な施工計画とする。）、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (2) 特別簡易型 企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度・地域貢献度に関する事項

(評価基準)

第6条 評価基準は、第4条第2項の技術的能力の審査の要件を満たす者について、前条に規定する評価項目（以下「評価項目」という。）により得点を配分して行うものとする。

2 評価点は、入札参加資格の要件を満たしている場合は標準点として100点を付与し、評価項目に係る点数（以下「加算点」という。）を加

算した合計点とする。この場合において、各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 落札決定に係る評価は、次に掲げる式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値 = {(標準点 + 加算点) / 標準点} × (入札予定価格 / 入札価格)

2 入札価格が、岩倉市低入札価格調査等実施要領（平成29年10月1日施行。以下「要領」という。）第3条に規定する調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合には、前項の規定中「入札価格」とあるのを「据置価格」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。この場合において、据置価格は、基準価格とする。

(評価項目の審査)

第8条 評価項目の審査については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 技術提案に関する事項についての審査は、入札契約委員会において行う。

(2) 評価値の算出は、会計管財課長が行い、その結果を入札契約委員会に提出し、入札契約委員会において評価結果を決定する。

(落札者の決定方法)

第9条 次の各号のいずれにも該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価者」という。）を落札者と決定するものとする。ただし、第3条第4項の規定により、落札者の決定に当たり委員会に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は、委員会の意見を聴いた上で決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、要領第4条に規定する低入札価格調査における失格判断基準に基づく失格ではないこと。

(2) 入札参加資格の要件を全て満たしていること。

2 最高評価者が2者以上あるときは、当該最高評価者のくじにより落札者を決定するものとする。

3 市長は、政令第167条の10の2第2項の規定により、最高評価者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適

当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうちから評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札決定の通知及び公表)

第10条 前条の規定により落札者を決定したときは、速やかに入札参加者にその旨を通知するとともに、評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者の氏名等及び入札参加者の評価値等の評価結果については、公表するものとする。

(落札の取消し等)

第11条 落札者が提出した申請書等に虚偽等明らかな不正行為があった場合には、落札を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

2 落札者は、技術提案の内容の不履行が認められた場合は、補修又は再度の施工をしなければならない。ただし、施工することが望ましくないとして監督職員があらかじめ指示した場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合は、工事成績評定表の減点及び契約金額の減額を行うものとする。

(書類の作成費用)

第12条 入札参加者が申請書等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料は、返却しないものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告をする工事から適用する。

(岩倉市総合評価競争入札試行要綱の廃止)

3 岩倉市総合評価競争入札試行要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。